



島根県報

平成20年 1月18日 (金)
第 1,949 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	1
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(")	2
土地改良区の解散の認可	(農村整備課)	2
解除予定保安林	(森林整備課)	2
保安林の指定施業要件の変更	(")	2

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (4 件)	(環境生活総務課)	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	(")	5
土地区画整理組合の設立の認可	(都市計画課)	6
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(")	6

特定調達公告

島根県電子調達システム開発及び運用保守業務に係る随意契約の相手方等	(技術管理課)	7
-----------------------------------	-----------	---

教委公告

島根県立出雲工業高等学校の電子計算組織の購入に係る一般競争入札の実施	(教育施設課)	7
島根県立邇摩高等学校の電子計算組織の購入に係る一般競争入札の実施	(")	9

告 示

島根県告示第32号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則 (昭和34年島根県規則第17号) 第 2 条の規定により告示する。

平成20年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従 事 す る 医 療 機 関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
目次 裕之	外科	独立行政法人国立病院機構松江病院	松江市上乃木 5 - 8 - 31	平成19年12月28日
荒木 邦夫	外科	独立行政法人国立病院機構松江病院	松江市上乃木 5 - 8 - 31	平成19年12月28日
安楽 邦明	形成外科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成19年12月28日
太田久仁子	神経内科	総合病院松江生協病院	松江市西津田 8 - 8 - 8	平成19年12月28日
中島 暁美	リハビリテーション科	社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917 - 2	平成19年12月28日

島根県告示第33号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成20年1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自 立 支 援 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
名 称	所 在 地		
医療法人佐々木医院	松江市美保関町森山726番地11	精神通院医療	平成20年 1月1日
なのはな訪問看護ステーション	浜田市高佐町532番地2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年 1月1日

島根県告示第34号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、那賀郡金城村土地改良区の解散を平成19年12月28日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第35号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市三隅町岡見5257、5263 - 4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第36号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。
平成10年7月30日農林水産省告示第1108号、平成10年8月17日農林水産省告示第1231号、平成11年1月22日農林水産

省告示第97号、平成11年 2月24日農林水産省告示第322号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成19年12月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なごみ会

3 代表者の氏名

板倉 美子

4 主たる事務所の所在地

島根県出雲市大社町杵築西1778番地 1

5 従たる事務所の所在地

なし

6 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な高齢者やその家族、障害者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした介護サービス、障害者の就労の機会を提供することにより、全ての人が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

7 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

8 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

9 縦覧場所

県政情報センター(県庁南庁舎 1 階)

出雲地区県政情報コーナー(出雲合同庁舎 2 階)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成20年 1月 7 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人大社ご縁ネットワーク

3 代表者の氏名
佐貫 吉孝

4 主たる事務所の所在地
島根県出雲市大社町杵築南1327番地2

5 従たる事務所の所在地
なし

6 定款に記載された目的

この法人は、大社町及びその周辺に在住、若しくは在勤する人々に対して、地域情報の共有や創造など、地域の縁結び役となる積極的な取組みを行うことにより、地域コミュニケーションの活性化を図り、地域に暮らす人々自らが生活空間の価値の向上を目指すとともに、この環境を次世代に伝えていくための地域づくり・安心安全なまちづくり・ひとづくりに寄与することを目的とする。

7 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

8 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

9 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎2階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日
平成20年1月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人Being

3 代表者の氏名
横山 英義

4 主たる事務所の所在地
島根県浜田市金城町小国口184番地

5 従たる事務所の所在地
なし

6 定款に記載された目的

この法人は、手助けを必要とする地域の高齢者に対し、住み慣れた地域での生活を継続しながら、一人ひとりの生活のありかたを支援し、個人の尊厳と生活の質を保ちながら穏やかに老後を送ることができ、その家族も安心して日常生活・生産活動に従事できるように支援を行い、地域福祉の推進を図ること、また地域の資源・人的資源を有効活用し、地域の活性化を図ることを目的とする。

7 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

8 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

9 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

浜田地区県政情報コーナー（浜田合同庁舎 1 階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成20年 1月 9 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 安来スポーツ・文化応援団

3 代表者の氏名

加藤 隆志

4 主たる事務所の所在地

島根県安来市飯島町1240番地 3

5 従たる事務所の所在地

なし

6 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、各種スポーツ、文化教室などの青少年支援事業、スポーツ少年団への監督幹旋や遠征支援事業、交流会や講演会などのイベント、まちづくり推進や青少年健全育成事業を行い、地域在住の青少年が将来への大きな夢を創造し、またそれを実現出来る環境を提供することに寄与することを目的とする。

7 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

8 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

9 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎 2 階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する第10条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成19年12月28日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 コミュニティサポートいずも
- 3 代表者の氏名
谷本 雅和
- 4 主たる事務所の所在地
島根県出雲市里方町字八石原116番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域の人々に対し、地域福祉サービス活動や市民活動の支援活動などを行うことにより市民セクターの確立を推進し、もって島根県の心豊かで住み良い地域社会づくりに貢献することを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類
変更後の定款
定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書
定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 7 縦覧期間
申請書を受理した日から2月間
- 8 縦覧場所
県政情報センター（県庁南庁舎1階）
出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎2階）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により公告する。

平成20年1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 組合の名称
東出雲町出雲郷西土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成20年1月18日から平成23年3月31日まで
- 3 施行地区
八束郡東出雲町大字出雲郷字西灘、向原、錦新町1丁目、錦新町2丁目の各一部
- 4 事務所の所在地
八束郡東出雲町錦新町1丁目108番地
- 5 設立認可の年月日
平成20年1月18日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
事務所の掲示板及び東出雲町役場の掲示板に掲示する。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成20年1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 土地区画整理組合の名称
江津市和木北部土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成11年 8月31日から平成21年 3月31日まで
- 3 施行地区
江津市和木町の一部
- 4 事務所の所在地
江津市江津町1525番地
- 5 設立認可の年月日
平成11年 8月31日
- 6 変更認可の年月日
平成20年 1月18日

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成20年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量
島根県電子調達システム開発及び運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県土木部技術管理課 島根県松江市殿町8番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年12月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
N E C ・ ワコムアイティ 特定業務共同企業体
代表者 日本電気株式会社 山陰支店 支店長 中浜 俊司
島根県松江市朝日町477 - 17
- 5 随意契約に係る契約金額
277,036,725円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。
- 8 提案競技の実施についての公告を行った日
平成19年 8月28日

教 育 委 員 会 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告

する。

平成20年1月18日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立出雲工業高等学校電子計算組織 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年3月25日(火)

(4) 納入場所

島根県出雲市上塩冶町420番地 島根県立出雲工業高等学校

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」に記載されている者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育委員会教育施設課(電話0852-22-5416)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成20年1月18日から平成20年1月24日までの間、上記(1)の場所において交付する。交付時間は土曜及び日曜を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成20年2月12日(火) 午後1時30分から

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

ウ その他

郵便による入札は認めない。

4 その他

- (1) 契約の手續に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の100分の 5 以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告 3(1)の場所に平成20年 2月 1日（金）午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否
要する。
- (7) 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (8) 再度入札
再度入札は、2 回まで行うものとする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成20年 1月18日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
島根県立邇摩高等学校電子計算組織 一式
- (2) 入札案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成20年 3月25日（火）
- (4) 納入場所
島根県大田市仁摩町仁万907番地 島根県立邇摩高等学校
- (5) 入札方法
落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金

額を記載すること。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」に登録されている者であること。
- (4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690 - 8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階
島根県教育委員会教育施設課（電話0852 - 22 - 5416）
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
平成20年1月18日から平成20年1月24日までの間、上記(1)の場所において交付する。交付時間は土曜及び日曜を除く午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成20年2月12日（火） 午後1時45分から
イ 場所
島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室
ウ その他
郵便による入札は認めない。

4 その他

- (1) 契約の手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告3(1)の場所に平成20年2月1日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

